生産物品質保険(CPI)の補償内容についてのご案内

(2018年1月1日以降保険始期契約用)

このご案内では、生産物品質保険(CPI)の主な保険の約款および特約の補償内容についての概要をご説明しています。 ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員、 または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

また	または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。				
	補償内容(基本のご契約)				
	保険金をお支払いする場合				
	事故の種類	事故の概要			
Α	第三者による異物混入事故	第三者の害意ある行為に起因して、生産物に異物混入が生じたこと、または異物混入脅迫が行われたこと。			
В	安全が損なわれる偶然な汚染事故	次の偶然な汚染*1が生産物に生じたこと。ただし、被保険者によって、論理的・客観的にその根拠が裏付けられた場合に限ります。 ① 生産物の使用または摂取に起因して、認定期間(7日)内に消費者に健康被害を発生させた偶然な汚染 ② 生産物の使用または摂取に起因して、認定期間(7日)内に消費者に健康被害を確実に発生させるおそれを有する偶然な汚染 *1 ここでいう偶然な汚染は、生産物の製造・調理にかかわる過程(包装過程を含みます。)・輸送過程において偶発的に発生した異物混入/成分等の誤表示・表示漏れ・表示順序の誤り/左記以外の誤表示または表示漏れ/包装の記載と内容物の相違(産地等に関するものを除きます。)/本来の用途、機能等の不足/ポジティブリスト違反/食中毒菌の混入をいいます。			
С	瑕疵(かし)ある 偶然な汚染事故	上記「安全が損なわれる偶然な汚染事故」①および②以外の偶然な汚染*2が生産物に生じたこと。 ただし、被保険者が事故を認識した後、新聞等への社告の掲載または所管する行政機関への届出・報告をすみやかに行った 場合に限ります。 *2 ここでいう偶然な汚染は、生産物の製造・調理にかかわる過程(包装過程を含みます。)・輸送過程において偶発的に 発生した異物混入/成分等の誤表示・表示漏れ・表示順序の誤り/左記以外の誤表示または表示漏れ/包装の記載と 内容物の相違(産地等に関するものを除きます。)/ポジティブリスト違反/食中毒菌の混入をいいます。			
		お支払いする保険金			
	保険金の種類	お支払いする保険金の概要 (注)日本国内の被保険者 ^{*1} が補償期間(12 か月限度)中に現実に被る損害に対してお支払いします。			
1	回収等費用	(1) 正当な引渡先に現実に引き渡された日本国内にある生産物について、被保険者が行う回収等に要する次の費用をいいます。第三者が使用製品を市場から回収する場合において、その第三者が被保険者に請求した回収等費用の損害を含みます。 ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費、封筒代、コールセンター設置費用を含みます。) ③ 回収した生産物に対する次に掲げるいずれかの費用。ただし、ア・イ・については、回収した生産物における被保険者の原価*3を超えないものとします。ア・回収した生産物を再製造、再加工、再包装して提供する場合、その再製造、再加工、再包装に要する費用イ・代替品を提供する場合、その代替品の原価ウ・回収した生産物の対価を返還する場合、その生産物の原価*3 ④ 回収した生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑤ 回収した生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑥ 回収等の実施により生じる人件費のうち、通常要する人件費を超える部分 ⑦ 回収等の実施により生じる人件費のうち、通常要する人件費を超える部分 ② 回収した生産物の廃棄費用 ⑧ 回収した生産物の廃棄費用 ⑧ 回収した生産物の廃棄費用 ② 破保険者(被保険者の役員、従業員、職員を含みます。)が事故の発生を初めて知った日において、被保険者が在庫として所有し、日本国内に存在する生産物または生産物の原材料、仕掛品、半製品、完成品*4にかかる次の費用をいいます。 ②原産に要する費用 *3 原価は、会計上、被保険者の原価として計上されるべき額に限ります。 *1 いかなる場合も調理、加工、包装(ラベル等の貼付けを含みます。)に着手していない生きているもの(牛、鶏等)は除きます。			
2	喪失利益	被保険者の営業収益が減少しなかったならば得られていたであろう営業利益をいいます。お支払いする喪失利益は、次の算式によります。 事 故 が な け れ ば 得られていたであろう 見込営業収益*5*6 本			
3	広告宣伝活動等費用	出した費用をいいます。ただし、事故が生じた生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告に要する費用に限ります。 (注)保険金支払対象となる損害の額は、保険証券記載の1事故についての保険金額の25%が限度となります。			
4	生産活動維持費用	事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の生産活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な生産活動を極力維持するために復旧期間内に生じた施設・設備等の清掃もしくは消毒のための費用、残業代・アルバイト料等の人件費その他の必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える部分とします。ただし、事故の有無にかかわらず要する費用や機械設備、什器、備品、不動産等の資産取得にかかる費用は除きます。			

5 コンサルティング 豊

次に掲げる対応または対策を行うために、第三者の調査機関または広報戦略もしくは危機管理に関する専門知識もしくはその他専門知識を有する者からの助言、コンサルティングまたは分析等に対して、被保険者が支出した費用をいいます*7。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。

①事故の事実等にかかる確認または調査

②回収等または広告宣伝活動等の方法の策定

7 この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。

補償対象事故追加およびサブリミット増額に関する特約(縮小支払割合90%) 【オプション特約】

オプション特約の概要

「第三者による異物混入事故」、「安全が損なわれる偶然な汚染事故」、「瑕疵(かし)ある偶然な汚染事故」のほか、「行政機関による回収指示事故」も補償の対象とし、「瑕疵(かし)ある偶然な汚染事故」と「行政機関による回収指示事故」について支払う保険金をあわせて保険期間中保険金額を 7,500 万円※4まで増額し、縮小支払割合 90%を適用することとする特約です。

保険金をの文払いする場合(このオブジョン特約をセットした場合)				
事故の種類	事故の概要			
D 行政機関による	「第三者による異物混入事故」、「安全が損なわれる偶然な汚染事故」および「瑕疵(かし)ある偶然な汚染事故」が現実に			
回収指示事故	発生していないにもかかわらず、行政機関によって生産物の回収について行政指導または行政処分が行われたこと。			
支払保険金(このオプション特約をセットした場合)				
お支払いする保険金 の 種 類	【基本のご契約】と同じです。			
保険金額	この特約をセットすることにより、「瑕疵(かし)ある偶然な汚染事故」に適用する保険金額を保険期間中保険金額 7,500万円 ^{*4} まで増額し、「瑕疵(かし)ある偶然な汚染事故」、「行政機関による回収指示事故」について支払う保険金を合わせて保険期間中保険金額 7,500 万円 ^{*4} を限度額として適用します。また、「第三者による異物混入事故」、「安全が損なわれ			

自己負担額・縮小支払割合

します。 「行政機関による回収指示事故」、「瑕疵(かし)ある偶然な汚染事故」による損害に対しては、縮小支払割合 90%を適用します。なお、自己負担額は【基本のご契約】と同じです。

る偶然な汚染事故」について支払う保険金と合わせて、保険証券記載の1事故保険金額および保険期間中保険金額を限度と

かび・腐敗等一部補償特約(3,000万円/縮小支払割合50%) 【オプション特約】

オプション特約の概要

次のいずれかの原因により生産物のさび、かび、むれ、腐敗、変質、変色など(以下「かび・腐敗等」といいます。)が発生した場合に、補償の対象とすることができる特約です。

- ① かび・腐敗等の発生防止を目的として包装された生産物のシール不良・ピンホール等のその生産物自体の包装に関する不具合
- ② かび・腐敗等の発生防止を目的としてその生産物自体に使用を予定されていた防腐剤、脱酸素剤、アルコール製剤等の封入漏れまたは添加漏れ(予定されていたそれらの分量の不足を含みます。)

定されていたそれらの分量の不足を含みます。)				
支払保険金(このオプション特約をセットした場合)				
お支払いする保険金 の 種 類	こ特約をセットすることによりお支払いすることができる損害は、回収等費用およびコンサルティング費用に限ります。			
保 険 金 額	この特約をセットした場合、お支払いすることができる回収等費用に対する保険金は、「瑕疵(かし)ある偶然な汚染事故」について支払う保険金と合わせて、1事故保険金額および保険期間中保険金額3,000万円*5を限度とします。また、「第三者による異物混入事故」、「安全が損なわれる偶然な汚染事故」について支払う保険金と合わせて、保険証券記載の1事故保険金額および保険期間中保険金額が限度となります。ただし、この保険契約にセットする他の【オプション特約】によって、変更となる場合があります。			
自己負担額・縮小支払割合	この特約において対象となる回収等費用には、自己負担額は適用しませんが、縮小支払割合 50%を適用します。なお、コンサルティング費用については、【基本のご契約】と同じです(自己負担額、縮小支払割合ともに適用しません)。			

	輸出生産物補償特約(縮小支払割合 90%) 【オプション特約】		
	オプション特約の概要		
日本から輸出した生産物も補償対象に加えることができる特約です。			
支払保険金(このオプション特約をセットした場合)			
お支払いする保険金 の 種 類	【基本のご契約】と同じです。		
保 険 金 額	【基本のご契約】と同じです。ただし、この特約にセットする他の【オプション特約】によって、変更となる場合があります。		
自己負担額・縮小支払割合	●日本国内にある生産物のみを回収する場合、【基本のご契約】と同じです。 ●日本国外にある生産物を回収する場合、縮小支払割合は 90%を適用します。なお、自己負担額は【基本のご契約】と同じです。		

- ※2 保険証券に記載された縮小支払割合が適用されます。
- ※3 コンサルティング費用は、保険金額(支払限度額)とかかわりなくその全額を保険金としてお支払いします。
- ※4 保険証券記載の1事故保険金額および保険期間中保険金額が7,500万円未満の場合は、その保険金額を限度とします。
- ※5 保険証券記載の「瑕疵(かし)ある偶然な汚染事故」の1事故保険金額および保険期間中保険金額(サブリミット)が3,000万円未満の場合は、 その保険金額を限度とします。